

水質基準項目と水質管理目標設定項目の分類



水道水は、水道法第 4 条第 1 項（水道水が備えるべき要件）に基づき水質基準が厚生労働省令で定められており、水道事業者や専用水道の設置者等に遵守義務・定期的な検査義務があります。

一方、水質基準とするには至らないが、水道水質管理上注意喚起すべきものについては水質管理目標設定項目として、水質基準に係る検査に準じた検査が要請され、体系・組織的な監視により検出状況を把握する事とされています（詳しくは、ザ・ナイツレポート No.08003 をご参照下さい）。

上記、水質基準項目と水質管理目標設定項目（以下、水質基準等）は、水道水中の検出状況から化学物質毎のリスクレベルの評価結果等を踏まえて、それぞれに分類されています。化学物質はその使用状況等に応じて水道水から検出される濃度・頻度が変化していく事から、水質検査結果に基づき、その時点で比較的高濃度かつ高頻度で検出される物質を水質基準項目とするように、計画的に見直しが行われます。

見直し対象は、水質基準項目等に据え置くべき物質と専門家の議論も踏まえて確認すべき物質を除く項目で、水質検査結果の保存義務年限である過去 5 年分の検査結果を活用し、分類要件の考え方（表 1）に従って行われます。

その他、水質検査結果からではなく、毒性評価等の最新の科学的な知見を踏まえた見直しは逐次改正方式により行われます（詳しくは、ザ・ナイツレポート No. 20002 をご参照下さい）。

表 1 水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類要件の考え方

	分類要件 1 YES		分類要件 1 NO
	分類要件 2 YES	分類要件 2 NO	
見直し時点で水質基準項目	水質基準項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目
見直し時点で水質管理目標設定項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目	水質管理目標設定項目

分類要件 1：最近 3 ヶ年継続で評価値の 10%超過地点が 1 地点以上存在

分類要件 2：最近 3 ヶ年継続で評価値の 50%超過地点が 1 地点以上存在

又は最近 5 ヶ年の間に評価値超過地点が 1 地点以上存在

※分類は、分類要件のみによってあてはめられるのではなく、当該項目の浄水における検出状況に加え、環境汚染状況の推移や生成メカニズム、浄水処理における除去性等を総合的に評価して判断されます。

当社は水道法第 20 条における厚生労働大臣登録の水質検査機関です。その他、水道水質検査優良試験所規範（水道 GLP）と ISO/IEC17025（サンプリング及び水質基準全 51 項目）の認定も受けております。

詳しくは、当社 分析担当者 貝森、田沼まで、お気軽にお問い合わせ下さい。
（フリーダイヤル 0120-01-2590）



■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中の PCB 分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査

